

令和7年11月28日 開会
令和7年11月28日 閉会

令和7年 第2回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和7年 第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和7年11月28日(金曜日)

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

日程第9 議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

報告第1号 事務報告書の提出について

報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

三本英司 議員

笹木笑子 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 11月28日 至 11月28日 1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

日程第9 議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて

報告第1号 事務報告書の提出について

報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議 長 多比良 和 伸
議 員 柴 田 一 孔
三 本 英 司
川 畑 智 昭
奥 山 光 一
沢 田 広 志
川 野 敏 夫
大 関 光 敏
越 前 等

○欠席議員（1名）

副議長 中 川 清 美

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦
監 査 委 員 中 村 一 久

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守
事 務 局 長 堀 田 一 茂
事 務 局 次 長 中 山 智 宏

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 下 道 く み こ

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 係 長 階 上 五 月

開会前に、ご報告申し上げます。組合議員でありました沢田広志議員より、令和7年3月18日付けをもって辞職願いが提出され、同日付けでこれを許可したものであります。なお、砂川地区保健衛生組合同規約第6条第4項の規定により、令和7年3月19日付で砂川市議会より新たに辻勲議員を選出した旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

ここで、辻勲議員より一言ご挨拶をお願いします。

○辻議員

辻勲でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会 午後1時24分

◎開会宣告

○議長

これより令和7年第2回砂川地区保健衛生組合同議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

○議長

議員の欠席・遅参報告について事務局から報告させます。

○事務局次長

ご報告申し上げます。中川議員から、議長に欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として三本英司議員及び笹木笑子議員を指名します。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、11月28日、1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、会期は11月28日、1日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長。

○事務局長

それでは、令和7年4月以降の保健衛生組合の主要行政について、ご報告申し上げます。
資料1 主要行政報告をご覧ください。

1. 総務関係では、衛生組合定期監査、令和6年度組合会計決算審査及び例月出納検査につきましても、記載の日程で実施されたところであります。

2. 共同事務では、はじめに、火葬場施設に関する事務について「吉野斎苑」の火葬炉・動物炉の使用状況は、本年4月から9月まで、遺体が244件、死胎・その他が3件、動物が376件であり、前年度との比較につきましてもそれぞれ記載のとおりであります。

次に、ごみ処理施設に関する事務については、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況であります。本年4月から9月まで、可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で433万2,130kgであり、前年度と比較して18万9,520kgの減、率にして95.81%、4.19%の減であります。

次に、「中・北空知エネクリーン」への可燃ごみ搬送量であります。本年4月から9月まで、285万4,960kgであり、前年度と比較して9万7,540kgの減、率にして96.70%、3.30%の減であります。なお、「クリーンプラザくるくる」へ搬入された可燃ごみ合計254万8,930kgとの差につきましても、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、主要行政報告の説明といたします。

◎日程第4 議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第4、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の趣旨を踏まえ、本組合職員に

対する仕事と育児の両立支援制度等に係る意向確認の措置等について定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては3ページ議案第1号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容につきましては、要点となる部分の説明とさせていただきます。

第16条は「介護休暇」の定めであり、第1項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改めるものであります。

4ページに移ります。第16条の4は「勤務環境の整備に関する措置」の定めであり、同条を第16条の5とし、第16条の3は「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等」の定めであり、同条中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とするものであります。

3ページに戻ります。第16条の2の次に1条追加し、第16条の3は「妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等」について定めるものであり、同条第1項では、任命権者は、職員から妊娠、出産等について申出があった場合における措置を講ずるに当たっては、当該職員対して、仕事と育児の両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置等を講じる義務を定めるものであります。

4ページ、同条第2項では、3歳に満たない子を養育する職員対して、3歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置等を講じる義務を定め、同条第3項では、任命権者は、意向を確認した事項の取り扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないと定めております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第5、議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い本組合職員に対する部分休業制度を拡充するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては4ページの議案第2号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容につきましては、要点となる部分の説明とさせていただきます。

第1条は「趣旨」の定めであり、同条中「第14条、第15条並びに第19条第1項及び第2項」を「第15条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めるものであります。

第15条は「部分休業をすることができない職員」の定めであり、第1項第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り「除く」の次に「次条において同じ。）」を加えるものであります。

第16条は「部分休業の承認」の定めであり、同条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第1項中、「部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、第2項中「による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。）」を加え、「職員に対する部分休業」を「職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業」に改めるものであります。同条3項の全文を改め、非常勤職員に対する第1号部分休業の承認について定めるものであります。

第16条の次に4条を加え、第16条の2は1年につき勤務日10日相当の範囲内で、時間単位で取得可能な第2号部分休業について、日ごとの勤務時間に分単位の時間がある場合や部分休業の残時間に1時間未満の端数がある場合などに1時間未満の時間でも部分休業が承認されるよう定め、第16条の3は育児休業法第19条第2項の条例で定める1年

間の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすると定め、6ページにわたり、第16条の4は第2号部分休業の1年当たりの取得上限時間を定め、第16条の5は部分休業の申出内容の変更が可能な特別の事情を定めるものであります。

第17条は「部分休業をしている職員の給与の取扱い」の定めであり、第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「給与額」を「1時間当たりの給与額」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めるものであります。

第18条は「部分休業の承認の取消事由」の定めであり全文を改めるものであります。

附則第1項は、「施行期日」の定めであり、この条例は公布の日から施行し、第2項は「経過措置」の定めであり、令和7年度は、施行日から令和8年3月31日までの施行となるため、職員が1年につき請求できる部分休業の取得上限時間を2分の1とする旨を定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終ります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第6、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定につい

てご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては7ページの議案第3号附属説明資料1の新旧対照表によりご説明申し上げます。

向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容につきましては、要点となる部分の説明とさせていただきます。

第1条は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。

第10条は、「通勤手当」の支給の定めであり、8ページに渡り、第2項第2号ウからスまでを改正後のアンダーラインの記載とおりに改めるものであります。

第19条は、「期末手当」の支給の定めであり、第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、第3項中「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改めるものであります。

第20条は、「勤勉手当」の支給の定めであり、第2項中「100分の105」を「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、第3項中「100分の50」を「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改めるものであります。

別表1は、給料表の改正であり、戻りまして4ページから6ページまでに記載されるとおり改めるものであります。

9ページの中段をご覧ください。

第2条は、同じく砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正であります。条の定めは第1条と同様であります。10ページ、第10条第2項第2号ス中「片道60キロメートル以上」を「片道60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、次にセからナまで追加し、改正後のアンダーラインに記載のとおりとするものであります。

第19条第2項中「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、第3項中「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものであります。

第20条第2項中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、第3項中「6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものであります。

12ページをご覧ください。

附則第1項、第2項は「施行期日等」の定めであり、第1項、この条例は、公布の日から公布します。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」といいます。）の規定は令和7年4月1日から適用するものであります。

第3項は、「経過措置」の定めであり、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は新条例の規定による給与の内払とするものであります。なお、13ページから20ページまで議案第3号附属説明資料No. 2新旧給料比較表を添付しておりますのでご高覧の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（なし）

これで質疑を終ります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第7、議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案者の説明を求めます。

（事務局次長挙手）

事務局次長。

○事務局次長

議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては5ページの議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容につきましては、要点となる部分の説明とさせていただきます。

別表1「給料表」を改正後のアンダーラインに記載のとおり改めるものであります。

9ページをご覧ください。附則第1項は、「施行期日等」を定めるものであります。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」といいます。)の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第2項、第3項、第4項は「経過措置」を定めるものであります。

第2項は、新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなします。

第3項は、令和7年11月30日までに退職し、かつ、同年12月1日時点で在籍していないフルタイム会計年度任用職員の同年4月1日から同年11月30日までの給料の支給は、新条例の規定にかかわらず、改正前の砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給されます。

第4項は、前項の「フルタイム会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」、「給料」を「報酬」に読み替えるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

○議長

日程第 8、議案第 6 号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について専決処分したものであります。専決処分年月日は、令和 7 年 9 月 5 日、専決処分の理由であります。北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である江差町・上ノ国町学校給食組合が解散により脱退したことに伴い北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について協議するため、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決により協議を要するものであります。議会を招集する時間的余裕がないため、当該規約の一部変更を専決処分したので承認を求めるものであります。

2 ページをお開き願います。専決処分書になります。

3 ページは、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約であります。説明は 4 ページの附属説明資料新旧対照表でご説明いたします。左が現行、右が変更後で変更部分にはアンダーラインを表示しております。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。

附則は、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 6 号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

◎日程第9 議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を
求めることについて

○議長

日程第9、議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めること
についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

議案第5号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、
別冊の令和6年度保健衛生組合会計歳入歳出決算書をご覧ください。

1ページをお開きください。決算の概要を申し上げます。

はじめに、一般概要について、当初予算は3億6千4百73万7千円を計上、途中3百
35万8千円の増額補正を行い、最終予算額は3億6千8百9万5千円となりましたが、
決算額は3億5千1百81万2千124円、執行率95.6%となり、予算に対して1千6
百28万2千8百76円の減額となったところであります。

次に、歳入についてであります。内訳は分担金及び負担金2億8千1百53万9千7
18円で構成比80.0%、使用料及び手数料5千8百49万440円で構成比16.6%
諸収入1千1百78万1千966円で構成比3.4%となったところであります。なお、
歳入の分担金は各市町に係る火葬場・ゴミ処理施設についてはそれぞれ負担を求め、また
共同で処理する事務に要する経費は所定の負担割合に基づいて負担を求めたものでありま
す。内訳は、砂川市1億5千9百12万8千619円、奈井江町4千6百59万2円、浦
白町1千9百70万7千229円、歌志内市2千9百13万7千20円、上砂川町2千6
百97万6千848円となったところであります。

次に歳出ですが、内訳は議会費5万7千340円、総務費65万8千511円で構成比
0.2%、保健衛生費3億5千1百9万6千273円で構成比99.8%となりました。
なお、保健衛生費の内訳は、火葬場費6千2百79万3千368円で構成比17.9%、
ごみ処理施設費2億8千8百30万2千905円で構成比82.1%となっております。

2ページをお開き願います。歳入歳出決算書であります。歳入1款、分担金及び負担
金1項、分担金予算額3億1千1百1万円に対して収入済額2億8千1百53万9千71
8円となり、差額2千9百47万282円につきましては、構成市町それぞれに清算還付
をしたところであります。その結果ですが、28ページをお開き願います。実質収支に関
する調書のとおり、歳入総額、歳出総額とも3億5千1百81万2千124円、歳入歳出
差引額は0円となったところであります。

次に、組合の財産についてであります。財産に関する調書といたしまして、31ペー
ジから32ページに記載しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

○議長

つづいて監査委員の審査意見の報告を求めます。

(監査委員挙手)

監査委員。

○監査委員

それでは、私から地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和6年度砂川地区保健衛生組合会計財務会計決算書等附属書類及び財産に関する調書に対する決算審査意見を申し上げます。

決算審査意見書の2ページをご覧いただきたいと存じます。決算審査は、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて行った結果、計数は正確であり、予算執行も正確に処理され適正なものと認めたところであります。

4ページをご覧ください。令和6年度の歳入歳出予算額3億6,809万5千円は、当初予算額3億6,473万7千円を335万8千円増額補正したもので、歳入歳出の決算額は3億5,181万2,124円執行率95.6%となり、1,628万2,876円の不用額を生じたところでございます。不用額の主なものは、保健衛生費の火葬場費の需用費、ごみ処理施設管理費の需用費及び委託料であります。

6ページをお開き願います。決算額を前年度と比較すると、歳入歳出とも636万2,024円1.8%減少しております。減少した主な要因につきましては、9ページの参考資料、保健衛生組合会計決算推移の歳出欄でご説明申し上げます。減少した主な要因は、保健衛生費の火葬場費の需用費が増加したものの、ごみ処理施設管理費の委託料が減少したことによるものであります。

当組合は、構成市町の理解と協力のもとに運営され、関係職員により適正に事務処理されており、今後とも効率的な運営を希望し決算審査意見とするものでございます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

つづいて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、原案のとおり認定されました。

◎報告第1号 事務報告書の提出について

○議長

日程第10、報告第1号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

(事務局次長挙手)

事務局次長。

○事務局次長

報告第1号 事務報告書についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。令和6年度吉野斎苑利用状況(火葬炉)についてご説明申し上げます。下段合計欄の中ほど小計でご説明いたします。死体につきましては、13歳以上572体、13歳未満なし。合計572体の火葬を行いました。そのうち構成市町外から13歳以上20体の火葬がありました。市町別の内訳は記載のとおりであります。その他の火葬についてであります。死胎・胞衣は利用が無く、身体の一部につきましては6件、全体の合計は578件、使用料の合計は1千2百16万4千円であります。

2ページをご覧ください。令和6年度動物炉使用件数についてご説明申し上げます。4月から3月までの計の欄でご説明いたしますが、砂川市329件、歌志内市35件、上砂川町28件、奈井江町79件、浦臼町39件、右端に記載の合計510件であります。右下に記載の使用料合計は2百76万3千310円であります。

3ページをご覧ください。令和6年度クリーンプラザくるくる一般廃棄物受入搬入状況についてご説明申し上げます。4月から3月末の稼働日数は309日間であります。各市町の右手、合計の欄で説明いたします。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみ・危険ごみ、合計で、砂川市537万20kg、奈井江町131万6千130kg、浦臼町41万2千110kg、歌志内市72万5千530kg、上砂川町60万7千490kg、合計843万1千280kgの受入搬入となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号 定期監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長

日程第11、報告第2号 定期監査報告並びに、報告第3号 例月出納検査報告を一括議

題とします。

定期監査報告並びに例月出納検査報告は、文書で配布のとおりであります。

これより報告第2号、報告第3号の質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

(なし)

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 定期監査報告並びに、報告第3号 例月出納検査報告を終わります

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会します。

たいへんお疲れさまでした。

閉会 午後1時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年11月28日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員